

Ⅲ 調 査 票

--	--	--	--	--	--	--	--

【お願い】
アンケート回答の前に県政モニターID番号を左の枠内に記入してください。

県政モニターID番号が**ご不明の場合**はお手数ですが本人確認のため、お名前、生年月日を右側の記載欄にご記入をお願いします。

【記載例】 長野 太郎
(昭和22年2月22日)

記載欄 (モニターIDが不明な場合のみ記載してください)

氏 名 ()
生年月日 (年 月 日)

【消費生活に関する意識について】

長野県では、持続可能な社会づくりや地域の活性化を推進するため、長野県版エシカル消費(※1)の実践推進に取り組んでいます。

つきましては、エシカル消費に関する意識を把握し、今後の取組の参考とするため、以下の点について伺います。

※1 エシカル消費とは

倫理的消費ともいい、価格や品質だけでなく、「地域」「社会」「人」「環境」などに配慮した消費行動のことです。例えば、地元産野菜の購入、災害被災地の地場産品の購入、省エネ家電製品の購入等があります。「長野県版エシカル消費」では、本県が健康長寿県であることから、「健康」という視点を独自に加えました。

問1 「長野県版エシカル消費」について、次のような取組がありますが、日常生活において実践していることはありますか。当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

- ① 地元産や伝統工芸品を選んだり、地元商店で買い物をする
- ② 災害被災地や風評被害にあっている地域の商品を選ぶ
- ③ リサイクル可能な商品など環境に配慮した商品を選ぶ
- ④ 値段の安さだけでなく、長く使えるか、本当に必要かを重要視する
- ⑤ 障がい者や障がい者施設で作った商品などを選ぶ
- ⑥ 減塩など健康に配慮した商品を選ぶ
- ⑦ フェアトレード(※2)により調達された商品を選ぶ
- ⑧ 特に実践していない

※2 フェアトレードとは

児童労働や過酷な労働環境に従事させられている者の「生活改善」と「自立」を促すため、継続的に「適正な価格」で取引をすることをいいます。

問2 あなたがエシカル消費を続けていく上で、またエシカル消費を始める際に、どのような情報があれば良いと思いますか。当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

- ① エシカル消費の基本的な知識(理念や考え方等)
- ② エシカル消費に取り組んでいる企業や店舗等の情報
- ③ エシカル消費に関するイベントや学習会のお知らせ
- ④ エシカル消費の具体例(どういった商品を購入すればよいのか等)
- ⑤ その他()

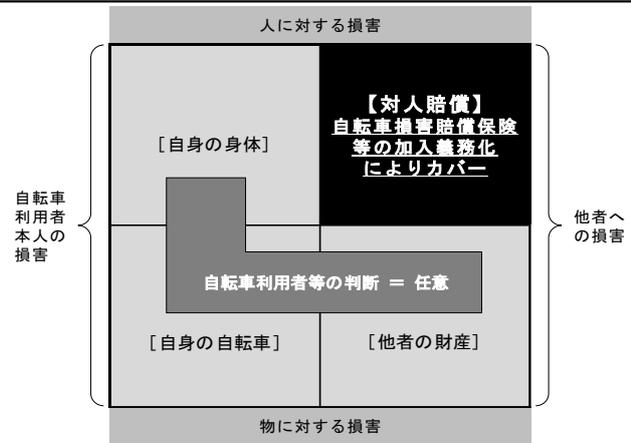
【自転車の利活用、保険加入等について】

長野県では、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」と「長野県自転車活用推進計画」を定め、自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保や、本県の特長を生かした健康増進、環境負荷低減、観光振興に資する自転車の利用促進を図っています。
つきましては、自転車の利用状況や自転車損害賠償保険等（※）への加入状況などについて伺います。

（※）自転車損害賠償保険等への加入について

県内では、自転車が関係する交通事故が全交通事故の約1割を占め、全国的には、自転車事故に起因する高額な損害賠償命令も出されています。

県では、万が一、自転車事故が発生したときに、事故の相手方の生命や身体に生じる損害（右表参照）を確実に補償するため、令和元年10月から、県内で自転車を利用する際の自転車損害賠償保険等への加入を義務化しました。なお、未加入による罰則はありません。



問3 どのような目的で自転車を利用しますか。（シェアサイクル、レンタルサイクルを含みます。）当てはまるものを選んでください。（○はいくつでも可）

- ① 通勤・通学
- ② 仕事（近距離の移動や出張を含む）
- ③ 日常生活（買い物・通院等）
- ④ レジャー（サイクリング・遊び等）
- ⑤ 健康増進・トレーニング
- ⑥ 地球環境の保全（二酸化炭素等の温暖化効果ガスの削減）

⑦ 自転車は利用しない → 自転車の利活用に関する質問は以上です。
問6へお進みください。

問4へ
お進みください。

問4 自転車損害賠償保険等に加入していますか。当てはまるものを選んでください。（自転車本体に掛けられる保険や、回答者本人が保障対象者となる保険（共済）契約を含みます。ご自身の加入状況については、同封する自転車条例のチラシの裏面にあるフローチャートでご確認ください。）（○は1つ）

- ① はい
- ② いいえ → 未加入の理由をお聞かせください。

③ わからない

問5 安全で安心して自転車を利用するため、どのくらいの頻度で、自転車販売店等の専門的な知識や技能を持つ方による点検・整備を受けていますか。当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- ① 月に複数回
- ② 月に1回
- ③ 半年に1回
- ④ 一年に1回
- ⑤ 数年に1回
- ⑥ 受けていない
- ⑦ 自分で点検・整備を行っている
- ⑧ 自転車を保有していない

【人権に関する意識について】

長野県では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、「長野県人権政策推進基本方針」(平成22年策定)に基づき施策を実施しています。
つきましては、人権に関する県民の皆様の意識などについて伺います。

問6 あなたは日常生活において人権が尊重されていると思いますか。当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- ① そう思う
- ② 少しはそう思う
- ③ どちらともいえない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ そうは思わない

問7 あなたの身の回りで起きている身近な人権問題は何ですか。当てはまるものを選んでください。(○はいくつでも)

- ① 女性に関する事 ———▶ 問8にお進みください。
- ② 子どもに関する事 ———▶ 問9にお進みください。
- ③ 高齢者に関する事
- ④ 障がい者に関する事
- ⑤ 同和問題に関する事
- ⑥ アイヌの人々に関する事
- ⑦ 外国人に関する事
- ⑧ HIV感染者に関する事
- ⑨ ハンセン病患者・元患者等に関する事
- ⑩ 刑を終えて出所した人に関する事
- ⑪ 犯罪被害者等に関する事
- ⑫ インターネットによる人権侵害に関する事
- ⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事
- ⑭ ホームレスに関する事
- ⑮ 性的指向(同性愛、両性愛)に関する事

※選択肢は次のページにもあります

- ⑯ 性同一性障がい者（生物学的な性とこころの性が一致しない者）に関する事
- ⑰ 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する事
- ⑱ 中国帰国者（永住帰国した中国残留邦人等）に関する事
- ⑲ 死刑制度に関する事
- ⑳ プライバシー保護の問題に関する事
- ㉑ 東日本大震災に伴う人権侵害に関する事
- ㉒ その他（ ）
- ㉓ 特にな

問8 問7で「①女性に関する事」を選んだ方に伺います。女性に関する人権問題について、具体的にどのようなものがあると思いますか。当てはまるものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① DV（ドメスティック・バイオレンス）
- ② セクシュアル・ハラスメント（不必要な身体への接触、性的な内容の発言等）
- ③ 強制性交等（※）の性暴力被害（同意のない・対等でない・強制された性的行為）
- ④ 男女の固定的な性別役割分担意識（職場では「女性はお茶くみ」家庭では「女性は家事」等）
- ⑤ その他（ ）

※ 刑法の一部改正により(平成29年7月13日より適用)、暴行又は脅迫を用いて性交等を行うことが「強制性交等」と規定されました。従来の「強姦」は「強制性交等」に含まれます。

問9 問7で「②子どもに関する事」を選んだ方に伺います。子どもに関する人権問題について、具体的にどのようなものがあると思いますか。当てはまるものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① いじめ
- ② 体罰
- ③ 虐待
- ④ 子どもの性に着目した形態の営業や犯罪被害
（JKビジネス、18歳未満と知りながら風俗店で働かせる、児童買春、児童ポルノ等）
- ⑤ 強制性交等の性暴力被害（同意のない・対等でない・強制された性的行為）
- ⑥ その他（ ）

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。